

## 相続法制の改正動向

平成 26 年、法務省において相続法制の在り方を検討する「相続法制検討ワーキングチーム」が設置されました。さらに 27 年 4 月からは「法制審議会民法（相続関係）部会」で相続法制の見直しが検討され今年 6 月 21 日には「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（案）」がとりまとめられました。

中間試案では、「配偶者の生活への配慮等」を基本的な視点として見直しの方策が示されました。

### 中間試案で示した見直しの主な方策と内容

#### 配偶者の短期居住権

遺産分割が終わるまで、配偶者が引き続き被相続人所有の建物に無償で居住できる。

#### 配偶者の長期居住権の新設

終身又は一定期間、被相続人所有の建物に配偶者が居住できる権利（長期居住権）を作る。

（長期居住権の要件）

(1) 長期居住権を配偶者が取得する遺産分割協議が成立した場合。

(2) 長期居住権を配偶者に取得させる旨の遺言や死因贈与契約がある場合。

（長期居住権の譲渡及び賃貸等の制限）

配偶者は建物所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者に譲渡し、又は建物を第三者に使用収益させることができない。

（長期居住権の消滅）

配偶者が死亡等した場合に長期居住権は消滅する。



#### 配偶者の相続分の見直し

（案 1）被相続人の財産が結婚後に一定の割合以上増加した場合に、配偶者の相続分を増やす。

（案 2）結婚後一定期間（20 年 or 30 年）が経過した場合、夫婦の合意により配偶者の法定相続分を以下の通り引き上げることを認める。

#### 相続人の組合せ 相続分

配偶者・子... 配偶者 2/3・子 1/3

配偶者・直系尊属(親)... 配偶者 3/4・直系尊属 1/4

配偶者・兄弟姉妹... 配偶者 4/5・兄弟姉妹 1/5

（案 3）結婚後一定期間（20 年 or 30 年）の経過で当然に配偶者の法定相続部分が引上げられる。

#### 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言で遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（不動産の所在等や預貯金の口座番号等を想定）は自書でなくてよい等。

#### 遺留分の算定方法の見直し

遺贈又は贈与が相続人にされた場合、遺留分の算定方法の特則を設け、遺留分侵害額の算定方法を明確にする等。

#### 相続人以外の者から相続人への金銭支払請求権

（案 1）請求権者の範囲を限定する。

二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務提供、療養看護等により被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした場合、相続開始後に、相続人に対して金銭の支払を請求することができる。

・請求者と相続人の協議が整わない場合、家庭裁判所が金銭の額を定める。

・各相続人は法定相続分に応じて、その責任を負う。

・請求権は相続開始を知った時から一定期間（例えば 6 か月間）で時効により消滅する。

（案 2）貢献対象の行為を無償の労務提供に限定する。

被相続人に無償で療養看護その他の労務の提供をし、被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした者（相続人を除く）は、相続開始後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができる。

### 平成 29 年には法案提出へ

昨今の高齢化社会の進展により、被相続人の配偶者の生活保障の必要性が高まる中、相続法制見直しの機運が高まっています。まだ中間試案の段階ですが、来年の臨時国会には民法改正案を提出される見通しです。

まだ中間試案の段階ですので不透明な部分もありますが、今回の民法改正は税務も含めた相続実務への影響が大きいので、今後の改正動向には注意が必要です。（文責：中村和仁）